

国保税、後期高齢者保険料、 介護保険料、国民年金の「減免制度」

- ① 新型コロナウイルスの影響により収入の大幅な減少のため、**国保税、後期高齢者保険料、介護保険料、国民年金**の納付が困難な方は、最大1年間、納付の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- ② 新型コロナウイルスの影響により事業収入等が前年より30%以上大幅な減少があった方は**国保税、後期高齢者保険料、介護保険料、国民年金**が減免されます。
- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ **全額減免**

(国民年金の減免は上記の要件とは異なります。)

収入減少による減免の要件

- i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が、**前年の事業収入等の額の30%以上減少していることなど** (国民年金の減免は要件が異なります。)
- ii 世帯の主たる生計維持者の**前年所得額(収入から必要経費を差し引いた額)**が減免割合の基準となります。**前年所得が0円以下の方は減免の対象となりません**のでご注意ください、ご理解ください。
- iii 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国保税、後期高齢者保険料、介護保険料、国民年金が減免の対象となります。

(国民年金の減免は上記の要件とは異なります。)

減免金額

生計維持者の所得金額等に応じて、**約20%~全額減額**されます。

※詳細な申請方法、減免額については前年度及び本年度の収入等のわかる書類等が必要となりますので、担当課へご相談ください。

※**減免の申請は、令和2年7月に今年度の保険税等の決定がされた後に、市役所窓口で、申請してください。(還付となる場合は、遡及して還付します。)**

申請窓口 市民課(72-1143)・高齢者福祉課(75-3912)へ申請ください。